平成２１年（フ）第２５８０号
札幌市東区北34条東10丁目１番５号　山王ハイツＤ102
債務者　木村　剛哉
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９０号
札幌市中央区南13条西11丁目３番32―603号、住民票上の住所札幌市中央区南20条西15丁目２番３―401号
債務者　辻　　健一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
北海道伊達市末永町175番地10
債務者　舘山　春美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
北海道登別市登別東町５丁目19番地33
債務者　佐々木敏朗
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
北海道登別市登別東町５丁目19番地33
債務者　佐々木はるみ
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
北海道室蘭市高砂町１丁目28番11号、前住所青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下４番地６
債務者　岩渕　敏和
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住96Ｂ棟138号
債務者　阿部　勝利
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０１号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住96Ｂ棟138号
債務者　阿部　明子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０７号
群馬県高崎市上佐野町477番地１　エクレールＡ―202号
債務者　内嶋　章徳
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３４号
埼玉県比企郡小川町大字小川995番地１　レオパレスエムフィールドⅢ　102
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３７号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢150番地１　桜ハイツ103
債務者　進藤　　守
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３９号
埼玉県大里郡寄居町寄居1197―１　レオパレスくれはＣ―201、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字用土2528番地23
債務者　安井　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４２号
埼玉県深谷市西大沼309番地２　松建工業株式会社宿舎内
債務者　吉田　敏道
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４５号
埼玉県東松山市大字石橋2149番地20
債務者　髙橋　道代
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９５号
新潟県胎内市西条町５番８号、前住所新潟県胎内市村松浜1768番地31
債務者　長谷川雄一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３８１号
静岡県伊東市寿町２番７号　山本アパート２Ｆ１号、前住所静岡県伊東市寿町２番24号中田ハイム４Ｆ―Ｇ号
債務者　名雪　一惠
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３７号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番１―21号
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部